

## 休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

道南うみ街信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

### <休眠預金等の定義>

#### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

#### 2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

#### 3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

##### (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

##### (2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は下記のとおりです。

預金種類	通帳			証書			ご契約内容の変更など	複数の預金等を組み合わせた商品の異動
	発行	記帳 ※4	繰越	発行	記帳 ※4	繰越		
当座預金	—	—	—	—	—	—	—	—
普通預金	○	○	○	—	—	—	○※1	○
貯蓄預金	○	○	○	—	—	—	○※1	—
納税準備預金	○	○	○	—	—	—	—	—
定期預金	○	○	—	○	○	—	○※3	—
自動継続定期預金	○	○	—	○	○	—	○※3	○
積立式定期預金	○	○	—	—	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	○	—	—	○※2	—
定期積金	○	○	—	○	○	—	—	—

※1：お客様の申し出による、キャッシュカードの発行（キャッシュカードの再発行に限る）

※2：お客様の申し出による、解約予定日の設定・変更

※3：お客様の申し出による、方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

※4：お客様の申し出による、通帳・証書の記帳（記帳する取引がない場合を除く）